

栃木県教育委員会定例会会議録

令和6(2024)年4月2日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

| | | |
|----------|-----|-----|
| 1 番（教育長） | 阿久澤 | 真理 |
| 2 番 | 板橋 | 信行 |
| 3 番 | 鈴木 | 純美子 |
| 4 番 | 金子 | 達也 |
| 5 番 | 永島 | 朋子 |
| 6 番 | 松金 | 公正 |

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

| | | |
|------------|-----|----|
| 教育次長 | 大森 | 豊 |
| 教育次長 | 長 | 裕之 |
| 総合教育センター所長 | 大高 | 栄男 |
| 教育政策課長 | 山下 | 和彦 |
| 施設課長 | 和久井 | 浩 |
| 学校安全課長 | 小平 | 知久 |
| 義務教育課長 | 高野 | 和泰 |
| 高校教育課長 | 山下 | 拡男 |
| 特別支援教育課長 | 玉田 | 敦子 |
| 生涯学習課長 | 長野 | 辰男 |
| 健康体育課長 | 角田 | 正史 |
| 総務主幹 | 大岡 | 史昭 |
| 教育DX推進室長 | 高橋 | 伸輔 |
| 高校再編推進班長 | 植竹 | 暁 |
| 人権教育室長 | 早乙女 | 寿雄 |
| 福利室長 | 堀内 | 玲子 |

3 午後3時00分、教育長及び委員5名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に5番永島委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第2号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報告

(1) 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について教育長から説明を求められ、教育政策課長が説明した。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(2) 第36期栃木県社会教育委員会議報告について

教育長から説明を求められ、生涯学習課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 本報告に基づき具体的に事業化、予算化されているのか。

[事務局]

- ・ 本報告は、栃木県社会教育委員会議での議論のまとめであり、報告内容が今年度事業の中で予算化等されているものではないが、今年度から2年かけて行う栃木県生涯学習推進計画の策定作業の中で、本報告の要素を組み込み、具体化していきたいと考えている。

[教育長]

- ・ 「多様な人々が共に学び合う社会教育の推進方策について」というテーマで様々な議論をしたものの報告であるが、今後、生涯学習全体の計画の策定をしていくに当たり、推進方策等の方向性のまとめがあったものであり、具体策はこれから検討していく。

[委員]

- ・ 今後具体化を検討することだが、例えば「ふれあい学習の推進」のように既に栃木県内で実施されている内容もあると思うがいかがか。

[事務局]

- ・ 栃木県が独自で唱えている「ふれあい学習」の取り組みであるが、国も同様の考え方を取り込んできた。栃木県がこれまで実施してきたことについては、さらに充実させていくという視点でも検討を進めたいと考えている。

8 教育長は、一部順番を入れ替え、審議に移る旨を告げた。

9 第1号議案 栃木県教職員懲戒処分の基準の一部改正について

第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[教育長]

- ・ 本基準一部改正の周知について、適用期日までの1ヶ月間、義務教育課、高校教育課でどのように取り組んでいくのか。

[事務局]

- ・ 義務教育については、4月の各教育事務所単位での校長会等を通じて各学校に周知をお願いする。また、教職員だけでなく、児童生徒、保護者への周知も徹底していこうと考えている。

- ・ 高校教育についても、4月の全校長が集まる会議において本件を説明し、義務教育同様、教職員だけでなく、生徒、保護者への周知を徹底していこうと考えている。

[委員]

- ・ 周知の仕方は各学校に一任するのか、もしくは、県で統一の方法を取るのか伺いたい。

[教育長]

- ・ 特にSNS等の使い方については、解釈が難しい点があるかと思うが、学校間での受け取り方等に差が生じないような工夫はないか、説明していただきたい。

[事務局]

- ・ 県立学校については、県としての方針を保護者に対して通知しようと考えている。
市町立学校に対しては、県方針を参考送付するとともに、各市町に合った指導及び保護者会等での周知を依頼しようと考えている。

[教育長]

- ・ SNS等の取扱いについては、これまでも考え方としては共有されていたのか。もしくは、今回の改正ではじめて各学校に周知されるのか。あるいは、処罰の基準が明確になるということなのか。

[事務局]

- ・ 以前から、SNS等に関する児童生徒との私的なやり取りは禁止である旨周知はしている。また、現行基準で読み取れるものについては、処分に至った事案もある。

10 第3号議案 令和7(2025)年度栃木県立中学校入学者選考要項について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

11 第4号議案 令和7(2025)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[教育長]

- ・ 新しい入学制度の検討状況はいかがか。

[事務局]

- ・ 入試の基本方針については、提言に基づき定めたところであるが、令和6年度は、学校関係者等の意見を聴取しながら、具体的な内容について検討しており、中学校等に公表する準備を行っているところ。

〔教育長〕

- ・ 実施は何年度からか。

〔事務局〕

- ・ 令和9年度入学生、令和9年2・3月実施入試からを予定している。

- 12 第5号議案 令和7(2025)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項について
第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 13 教育長は、第2号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 14 第2号議案 令和6(2024)年度栃木県教科用図書選定審議会委員の任命について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 15 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後3時46分、閉会した。